

# Historical Materials Review "A Dispute about Kobayashi Family Inheritance"

メタデータ	言語: jpn 出版者: 公開日: 2017-10-03 キーワード (Ja): キーワード (En): 作成者: メールアドレス: 所属:
URL	<a href="http://hdl.handle.net/2297/48277">http://hdl.handle.net/2297/48277</a>

## 史料紹介「小林六左衛門相続一件」

はじめに

金沢市立玉川図書館近世史料館の郷土資料に含まれる「小林六左衛門相続一件」は、戦国期を生き抜き、近世大名の家臣として存続した武家の一侧面をうかがえる史料である。

本史料は①小林伊予家図及び由緒書、②伴小林六左衛門相続願、③家督相続申分に付理書からなり、本来別々に作成された三つの史料が連結され、巻子の形をとつていて。これらは後述の小林六左衛門が所持し、①～③がまとまるところで、小林家の遺領相続における六左衛門側の正当性を示す機能を果たしている。しかしながらそれぞれの史料はその目的や内容が大きく異なっており、一概に近世武家の相続関係史料と総括することも難しいので、本稿においてはまず全文を翻刻した上で、各部分についての解説と評価を加えていきたい。なお、翻刻にあたって筆者の傍注は（括弧）で、原文書の改行部分を詰めた箇所は鉤括弧」で示した。

岡嶋大峰

① 小林伊予家図及び由緒書

生国相州主君之縁ヨツテ勢州ニ住

小林伊予

石浦  
玄徳

俗名助市郎

永正年三好左京太夫家礼也

順玄後元俗シテ

北国ニ下向ス、俗名

浅市ト云

次男小市郎

大刀弓鉄炮ヲ

得タリト云

生国伊勢河内郡

小林助左衛門

越前朝倉義景ノ臣

忠右衛門室小倉將監弟七郎右衛門

小林忠右衛門

弥三右衛門

法躰名宗宅法名道通

文右衛門道可法名

少兵衛早世

女子畠九郎右衛門妻

六左衛門法名道雪

小塚淡路弟  
女子

太左衛門妻

少二郎 幸庵卜云

小原徳四郎 法名道栄

女子進藤加左衛門妻

便之助早世

女子覽伊セ法光寺妻

女子瀧川四兵衛妻

弓ノ射手誉アリ

一、小林伊予 玄徳 助左衛門 忠右衛門

勢州河団郡長嶋二大都梨ト云城ニ有テ、三好」左京太夫殿没落後、天文〔天正〕年中信長公」大坂ニ向テ責戦時、右大とりにて信長公軍兵」多打捕候由、武功各有リ、大とり落城以後」助左衛門勢州ニテ死去、忠右衛門越前ニ下向シテ「柴田修理ニ仕公スル、柴田戦合之砌」太閤秀吉ニ忠右衛門文右衛門謀テ首執御前出ル、「成法印取合ニテ秀吉御言葉ヲカケラれ候」其後両人度々高名仕、柴田没落メ越前ニ帰ル、「不破彦五郎ト同道シテ天正十三年加州ニ来ル」天正十四年文右衛門織田大納言様へ被召出」天正十五年ニ少兵衛儀孫四郎様へ被召出、「慶長元年ニ忠右衛門義」〔柴田利家〕大納言様へ被召出候、「知行所之分も有之、慶長五年春、原隱岐守」〔柴田利家〕方へ走り、濃州閔ケ原陣之砌旗ヲ預て「千五百石折紙ヲ給候、治部少輔不軍ニヨツテ」其功ムナシクスル、慶長七年二英賢様」生駒内膳方へ被為成候 御相伴中川宗半公今枝内記「松平伯耆浅井左馬之助被罷出、其座ニテ」御意被成候ハ、安藤道束家礼平井伝七ト云侍有、「長男達者ものニテ軍諸勢困窮仕候処」〔柴田利家〕将鬼之まねをなして諸軍をいさめ申候、唯今」も左様之侍有ラハ侍大将ニ被成候而、老万石之知」行ハ可被下候ものをと御意被成候、今枝内記」被申上候、御家ニ罷有候小林忠右衛門と申者、唯今」御意被成候平井伝七打捕申所體ニ見届申由、「被申上其場所之次第を委細被申上候」御意成候ハ、ミナク共心得悉敷候、左様之御縁有」を他国遣候義不届様ニ被思召候、急帰参可仕由申遣速を可遣之旨、御意成候、内記殿」被申上候ハ、此者

之義ハ右之仕合迄ニ無御座候、志津窩<sup>志津窩</sup>ニテ中川渕之助と申侍大將をつき落申候」其測之助先年牢人仕、忠右衛門方へ名乗り候て「罷越の方と鑓を合候趣を証拠ニたちて給り」候へと申來候と被申上候、今程何方ニ罷有候、急き」呼候へと被為成御意、速ニ豊右衛門被遣候、其外」内記も宗半公右御使ニテ罷帰り、享長七年」今石動ニ而御目見江仕、三百石御一行頂戴仕」、「御隠居富山<sup>〔富山〕</sup>ヘ被召連候」、先年も此三百石」ゆへ立込申候、又三百石

御失念被遊候ものニテ」可有御座候と、白耆浅井左馬之助を以上候處」帰参仕者也、御加増ハ難成候間、先ハ頂戴」可仕候旨御意被成候而、無是非御隠居」富山ヘ被召連、年寄申ニ付而名代せかれ六左衛門」被召仕被下候様ニ申上候間、隠居仕分六左衛門ニかわり「罷在英賢様御<sup>〔名古屋市西区〕</sup>暫去被遊候迄御そはに」罷在申候、御遺物判金式枚被下候、元九年」病死仕候、

## ② 悽小林六左衛門相続願

乍恐申上候、仍私旧冬より相煩にて至而然々も」無御座候条、近日相果可申躰御座候、久々御目ヲ」被下候御事御座候間、不相替せかれ共ニ被置」御目ヲ可被下候、次私英賢様より拝領仕候<sup>〔名古屋市西区〕</sup>三百石之御知行翌年於富山ニ如御存知之浅井」左馬助殿を以御理申上候而、私為名代六左衛門ニ相渡、御れい申させ、右之内百石拙者るんきよ分に」被下候、然者私事御馬廻ニ有之故、則建部」令史組ニ被成、御番御普請御役義等三百石之分」六左衛門仕申候處ニ、六左衛門事 英賢様御小」性ニ可被召遣候由、松平

伯耆殿へ被仰出、其折節「御加増をも被下申候、左様ニ御座候へハ、此るんきよ」分百石之所文右衛門少兵衛たゞ今何角申様ニ候間、尤私ためニそうれうの事ニ候間、罷成事ニ候ハ、遣度儀ニ御座候事、一だび 英賢様へ申上、私為名代六左衛門ニ不残少分たりといへとも家」とく相渡置候知行之内ニ御座候へハ、不罷成候、何時相果申候共、六左衛門方へ返し遣義ニ御座候間、「乍憚数年御目を被下候間、御年寄衆迄」右之通被仰入、殿様へ御披露被成如度候、「六左衛門持領仕義ニ御座候者、草のかけ迄も」可忝候、為其一書申置候、以上、

元和八年

卯月十日

小林宗宅  
守次（花押）

三輪法受様

今枝内記様

### ③ 家督相続申分に付理書

乍憚申上候、親るんきよ分別ニ御知行被下有之由、「文右衛門少兵衛申上候、就其私モ御理申上度奉存候へ共、兄共ニたいし申分仕、殿様御耳ニ相立可申御事」第一迷惑ニ奉存候へ共、私申上候處相違之様に「彼者共せいしを指上申旨、私ニ付て条々申上御事、

一、連々如申上、宗宅持領仕三百石之御知行、於富山「私ニ相渡御奉公申させ度由、今枝内記を以浅井左馬助」頼ミ右之旨言上いた

し候處ニ、則被召出候、然所ニ建部令史与ニ親有之ニ付而、彼与ニ罷成御番御普請一役等三百石分相つとめ申候、其上令史与ヘ親カハリとして被仰付、証文ニハ「英賢様御書」御座候、其以後私儀御小姓ニめしつかハされ、為「御加増百石被下候、然共此百石宗宅ニ被下之旨」文右衛門少兵衛申上候、其段ハ何れも如御覽候、御一行ニ「御加増として六左衛門」とあそハされ候うへハ、両人之者共申分御座有間敷候御事、

一、文右衛門少兵衛手前之儀、先年 大納言様へ被召出、御知行被下御奉公申させ置候、其以後宗宅事」英賢様被召出、とやまへめしつれさせられ候處ニ、「年の寄候故右之通御そせう申上、私ニ三百石」分相渡申候段、少もまきれ無御座候、然所ニ「英賢様御書御一行もほんごニ仕候へハ、親存命」之時右之様子三輪法受今枝内記方へゆいしょ仕」置候も不相立、自分のせいしを証文ニ指上」申儀千万迷惑仕候、私も偽無御座候通、せいし」をさし上申度存候へ共、御前難計、又ハ「証文証」訟人御座候上、遠慮仕候御事、

一、去年宗宅相果申候節、文右衛門少兵衛書付指上」申候ニ付て、私も「英賢様御書御一行指上申候」、「親ゆいしょ之儀ハ法受内記兩人方古御年寄衆へ」相渡被申自筆書付之通被成御披露候、重而」被得御詫様子相究申迄ハ彼知行分ニ御代官」当分御付候様ニと御年寄衆古御算用場へ」被仰渡候故、則私方へ被仰付候、然共親るん」きよ分として別ニ被下候御一行も無御座候故、「親方古相渡置候三百石之御折紙并御加増百石」之御折紙御算用場へ持參仕、此内いつれ成共」御代官御付候様ニと申上候様ニ御算用場衆被申

候ハ、「ふんきよ地の御一行別ニ無之故、員數難斗」候間、重而御年寄衆へ御たつね可有之由ニ御座候、左様ニ候ハ、被仰出相究申までハ私御代官ニ可被仰付候、何時成共御意次第二急度指上」可申旨、御算用場へ申合御うけ仕置候、然所ニタゞ今兄弟共此程御誕ニテ御代官被仰付候処ニ、私承引不仕候由申上候、全左様ニ無御座候、其段ハ御算用場へ御たつね被成可」被下候、右之趣御前可然様ニ被仰上」於被下者、辱可奉存知候、以上、

元和九年十一月廿日 小林六左衛門守次（花押）（印）

奥村因幡守様

横山 大膳様

奥村河内守様

## 解説

### ① 小林伊予家図及び由緒書

本史料の冒頭にくるのは小林家の系図と由緒書である。両者とも相模から伊勢へ移住した小林伊予の記述から始まっており、系図では伊予の子孫として玄徳とその子供たちについても記載しているが、由緒書の文中では彼らに関する言及は見出し以外に全くなく、この一連の史料は助左衛門、忠右衛門と続く系統の小林家に関するものだといえる。また、系図中で忠右衛門の子供たちの法名などの情報まで記載し、由緒書では忠右衛門の死に言及している以上、忠

右衛門より後の世代の人物によつて作成されたと考えられる。しかし、内容の中心に据えられているのは明らかに忠右衛門であり、この一連の史料の作成・所持者、さらにはその後の小林家にとつて忠右衛門が特別な存在であることを示唆している。

以下、その内容を述べる。助左衛門・忠右衛門父子は伊勢国に住み三好家に仕える立場にあつたが、織田信長との戦いを経て居城を失つた助左衛門はやがて死去し、忠右衛門は越前へ向かい、柴田勝家に仕えるなどして遍歴した。その後、息子たちが前田家に召し抱えられた縁により、忠右衛門も前田利家から知行を受けた。しかしそれであつて前田家を去り、原長頼に仕えて千五百石の知行を受け、関ヶ原の合戦では西軍に与することとなつた。

関ヶ原の結果により忠右衛門は再び牢人になつたと思われるが、かつて平井伝七や中川潤之助といった武名高い侍と鎧を合わせた経歴が前田利長の耳に入り、慶長七年（一六〇二）前田家への帰参を果たした。この時、息子の豊右衛門（文右衛門のことか）が使に立つたというので、先に利長に仕えた息子たちはそのまま前田家にいたのであろう。

忠右衛門は、この帰参に際して示された三百石の知行が不服であつたらしく、先年の立ち退きもこれが理由であつたよう述べている。しかし利長の重臣たちに説き伏せられ、三百石で利長の側近く奉公することとなつた。利長の隠居に伴い、息子・六左衛門を新規に召し出され、自身は宗宅と号して富山へ随行した。彼は元和九年（一六二三）に死去したという。

## ② 桧小林六左衛門相続願

死期を悟った小林宗宅（忠右衛門改め）は、自分の死後息子たちが引き立てられるよう願っている。ここで宗宅は、かつての帰参の経緯に言及している。すなわち利長より示された三百石の知行は辞退し、その知行高をもつて六左衛門を召し出され、自身はその内百石を隠居知として拝領したという。この隠居分の相続については、六左衛門の兄たち（文右衛門・少兵衛）が不服を申し立てているが、自分が惣領であり、六左衛門はその名代として三百石分の役義を務めているのだから、六左衛門に相続させたいという意向を示している。

## ③ 家督相続申分に付理書

ここでは、宗宅の死後六左衛門が自身の相続の正当性を主張している。前述の通り彼の兄たちが相続に不服を申し立て、六左衛門の申分が間違いである旨を訴えているのでこの書面を差し上げるとしている。すなわちこの書上以前に、両者の間ではすでに何らかのやりとりがなされていると推測できる。

六左衛門による陳述内容は以下の通りである。自分は宗宅の代わりに三百石の知行を受け、建部令史組に属してその分の役義を務めてきた。また、後に小姓として召し出された時には百石を加増された。兄たちの申分はこの百石が宗宅に下されたものだとのことだが、宛行状は自分に宛てられたものである。六左衛門は、この主張の根拠として前田利長（英賢様）の御一行と前掲宗宅の願書を挙げており、自身の出した誓紙のみを証文とすることにはためらいがあると

している。六左衛門は自分に対する加増分百石を、兄たちが宗宅の隠居分だとして六左衛門の相続に抗議しているように述べている。しかし、②の文中で宗宅が明記しているように、六左衛門への加増分百石とは別に、三百石の内に宗宅の隠居分百石があり、兄たちが抗議しているのはこちらについてである。六左衛門はこの点を誤解しているようである。推測の域を出ないが、③の作成時点で②は六左衛門の手許になかったのかもしれない。

この問題に対する処置として、争論の解決を見るまで当該知行地は蔵入地とし代官を派遣すべきと、年寄衆より算用場へ言い渡された。六左衛門は、それならば自分を代官にしてほしいと願い出たが、これについても兄たちとの対立があつたようで、当時の実力者である奥村ら三人の年寄の裁定を仰いでいる。

## おわりに

加越能文庫蔵「先祖由緒并一類附帳（小林菊太郎）」によると、小林六左衛門家の家系は代々加賀藩馬廻組に列し、幕末維新期に至っている。宗宅遺領のとらえ方に關していくば、ここで見られる小林六左衛門家の立場は本史料における六左衛門の主張と一致している。六左衛門の嫡子は亡父の遺知四百石を相続したというので、この争論でそのまま六左衛門の主張が通つたかどうかは別にしても、最終的には六左衛門に宗宅遺知三百石と加増百石を併せた知行が安堵されたようである。

小林忠右衛門（宗宅）の、多くの大名のもとを渡り歩いた後に前

田家に仕えたという経歴、さらには知行に不満を抱いて退去したり利長に不服を申し立てたりした振舞は、いかにも戦国の遺風のようである。前田家は拡大の過程で多くの牢人を召し抱えており、関ヶ原の合戦後には西軍についた人物を家臣として呼び込んでいる。渡り奉公や関ヶ原での敗戦を経験しながら加賀藩の年寄にまで抜擢された本多政重の経歴も、小林忠右衛門に通じるものであり、決して勝馬に乗り続けて生き残った者だけが近世の武士になつたのではない。それらを包み隠さず由緒書に記述する小林家の態度は、武家の家意識を考える上でひとつの参考となる。

なお、この由緒書は「先祖由緒井一類附帳」の忠右衛門部分とほぼ同内容である点が注目に値する。このことから、本史料が小林家における「先祖由緒井一類附帳」作成の、当該部分の材料になったといえる。加賀藩士が銘々に作成した「先祖由緒井一類附帳」中の初期の人物に関する記述は、中期以降の知行高や役職の変遷を中心とするスタイルに対して、遍歴の過程や武功を強調する列伝風であることが大きな特徴である。初期記述の原典としては元和・寛永期に盛んに作成された大坂の陣その他戦役関係の書上が想定できる。本史料のように遺領相続の争論をきっかけに作成され、残されたものもそこに含められるとすれば、自家の歴史を伝え残す近世武士の多様な姿が垣間見られるようで、興味深い。

さて、本史料の②と③には花押や印が据えられており、控えではなく原本だと思われるのだが、②と③がそれぞれの宛先へ渡ったのだとしても、本史料全体としてはどのように伝来したのかが疑問となる。前述の通り①はその内容から六左衛門の老後以降に書かれ、

②および③と連結することで小林六左衛門家の知行・由緒を正当化していると考える。②と③が実際には使われなかつたのか、あるいは六左衛門へ返還されたのか、どのような契機で①・②・③が連結することになったのかなど、本史料全体の位置づけのためには明らかにしなければならないことが多く、それは今後の課題したい。